## 東京栄養サミット 2021 厚生労働省準備本部設置規程

令和2年1月16日 一部改正 令和3年1月27日 一部改正 令和3年10月21日 厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第1条 令和3年12月に東京で開催する東京栄養サミット2021の開催に向けた準備を省内横断的に調整する体制を確保するため、厚生労働省に「東京栄養サミット2021厚生労働省準備本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 本部は、本部長、本部長代行、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、島村大厚生労働大臣政務官をもって充てる。
- 3 本部長代行は、大隈和英厚生労働大臣政務官をもって充てる。
- 4 本部長代理は、医務技監をもって充てる。
- 5 副本部長は、健康局長及び大臣官房総括審議官(国際担当)をもって充てる。
- 6 本部員は、医政局長、子ども家庭局長、老健局長、保険局長及び社会・援護 局障害保健福祉部長をもって充てる。
- 7 本部長は、必要に応じ、本部に本部員以外の者の参加を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

- 第3条 本部長は、東京栄養サミット 2021 の議題、結論文書等を検討させるため、本部の下に「東京栄養サミット 2021 厚生労働省準備プロジェクトチーム」 (以下「準備プロジェクトチーム」という。)を設置することができる。
- 2 準備プロジェクトチームの構成員は、関係部局の職員であって、その所属する部局の長(大臣官房にあっては、大臣官房総括審議官(国際担当))から指名された者をもって充てる。

(庶務)

第4条 本部の庶務は、関係部局の協力を得て、健康局健康課において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な 事項は、本部長が別に定める。

附則

- この規程は、令和2年1月16日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年1月27日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年10月21日から施行する。